

(配布用)

令和6年 第3回

甲賀広域行政組合議会

定例会 会議録

令和6年9月27日

於 甲賀広域行政組合消防本部

令和6年第3回甲賀広域行政組合議会定例会会議録

令和6年第3回甲賀広域行政組合議会定例会は、令和6年9月27日 甲賀市水口町水口6218番地 甲賀広域行政組合消防本部に招集された。

1 応招議員は、次のとおりである。

1番 奥村 則夫

2番 戎脇 浩

3番 林田 久充

4番 谷永 兼二

5番 山岡 光広

6番 堀田 繁樹

7番 望月 卓

8番 松井 圭子

10番 松原 栄樹

2 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3 出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員と同じ

4 欠席議員は、次のとおりである。

欠席議員は、不応招議員と同じ

5 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は、次のとおりである。

管理者 生田 邦夫

副管理者 岩永 裕貴

監査委員 大角 勝一

会計管理者 松岡 哲也

事務局長 松本 博彰

事務局次長 平尾 忠浩

事務局次長 中島 史尚

総務課長 中溝 慶一

衛生課長 前田 真也

衛生センター所長 富田 健太郎

消防長 川島 辰道

消防次長兼危機管理課長 西川 朋之

消防次長兼警防課長 菊田 和広

消防次長兼消防総務課長 西澤 卓也

6 本会議の書記は、次のとおりである。

水田 雅子

小林 慎司

山中 勝博

7 議事日程は、次のとおりである。

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
追加日程第1 副議長の選挙について
日程第3 議案第8号 令和5年度甲賀広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第4 議案第9号 令和6年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第2号）
日程第5 一般質問について
- 8 会議事件は、次のとおりである。
会議事件は、議事日程のとおりである。
- 9 会議の次第は、次のとおりである。

（開会 午後2時00分）

議長（谷永兼二） 議会議員の皆様方、本日は、何かと御多忙の中を組合議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

ただいまから、令和6年第3回甲賀広域行政組合議会 定例会を開会します。

議長（谷永兼二） この際、謹んで御報告申し上げます。既に御承知のことと存じますが、大島正秀議員が去る9月23日に御逝去されました。

大島議員は、令和元年11月5日から甲賀広域行政組合議会議員として、さらには令和5年11月24日からは副議長として本組合の事業運営の進展に尽くされました。これからますますの御活躍が望まれていたところであり、誠に残念であります。

ここに皆様とともに故人の御冥福をお祈りし、黙とうをささげたいと思えます。

皆様、御起立をお願いいたします。

黙とう。

（黙とう）

議長（谷永兼二） 黙とうを終わります。

ありがとうございました。御着席をお願いします。

開議に先立ち、管理者から挨拶があります。

管理者。

管理者（生田邦夫） 本日、令和6年第3回甲賀広域行政組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、御多忙の中、御参集賜り、誠にありがとうございます。個人的なことを申しますと、大島君のことは非常に残念でございました。非常によく似たところがありました。お互いに柄悪かったところがあるんですけど、非常に残念でございます。

それでは、当面の報告を兼ねて御挨拶をさせていただきます。

衛生関係では、昨年度に工事完了した、ごみ処理施設基幹的設備改良工事の後も、施設は順調に稼働しており、安定した焼却ができています。今後も、衛生センターのし尿処理、ごみ処理施設の安定操業に努めてまいります。

また、15年後を目標としたごみ処理施設の次期更新計画については、甲賀市湖南市新ごみ処理施設整備検討委員会を今年度11月頃より開催し、まず整備に係る基本構想の策定にとりかかる次第でございます。

続いて、消防関係につきましては、去る8月23日に千葉県消防学校にて開催されました第52回全国消防救助技術大会の障害突破の種目において、本消防本部から出場しました2チームが入賞という成績を収めました。この場をお借りしまして、皆さまの御支援に感謝申し上げます。

また、記録的な猛暑による熱中症の救急出動件数増加、台風や集中豪雨など

の自然災害につきましては、全国的に頻発しております。

この集中豪雨については、令和6年9月20日から石川県にて大雨が降り続き、9月21日に大雨特別警報が発令されたことを受け、消防組織法第44条に基づく消防庁長官による緊急消防援助隊の出動求めにより、滋賀県大隊として本組合消防本部から消防車両3台、隊員9名が出動しました。また、9月23日には第2次隊派遣が正式決定され、9月24日8時に本消防本部から同じく消防車両3台、隊員9名が出動しておりますことを御報告させていただきます。

今後も様々な災害に即応できる体制を保持し、住民の皆様の安心、安全を確保するため、職員一同団結し、全力を尽くしてまいります。

さて、本日、提案しますのは、令和5年度決算の認定、令和6年度補正予算案件1件の合計2件です。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての御挨拶といたします。今日は、御苦勞さんでございます。

議長（谷永兼二） ただいまの出席議員は、9名です。

これから、本日の会議を開きます。

（議会成立 午後2時6分）

議長（谷永兼二） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

議長（谷永兼二） 議事に先立ち、諸般の報告をします。

監査委員から、定期監査の結果及び例月出納検査の結果についての報告が7件ありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

議長（谷永兼二） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定によって、2番、戎脇浩議員、3番、林田久充議員を指名します。

議長（谷永兼二） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（谷永兼二） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りに決定しました。

議長（谷永兼二） お諮りいたします。

大島副議長が逝去されたことにより副議長は空席になりました。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として、選挙を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（谷永兼二） 異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として、選挙を行うことに決定しました。

議長（谷永兼二） 追加日程第1「副議長の選挙」を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場を閉める）

議長（谷永兼二） ただいまの出席議員は、9人です。

議長（谷永兼二） 次に立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって、

立会人に1番 奥村則夫議員及び6番 堀田繁樹議員を指名します。

- 議 長（谷永兼二） 投票用紙を配ります。
念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。
（投票用紙の配布）
- 議 長（谷永兼二） 投票用紙の配布漏れは、ありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議 長（谷永兼二） 配布漏れなしと認めます。
議 長（谷永兼二） 投票箱を点検します。
（投票箱の点検）
- 議 長（谷永兼二） 異常なしと認めます。
議 長（谷永兼二） ただいまから投票を行います。
事務局職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に、投票願います。
（事務局職員点呼、投票）
- 議 長（谷永兼二） 投票漏れは、ありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議 長（谷永兼二） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。
議 長（谷永兼二） 開票を行います。
議 長（谷永兼二） 奥村則夫議員及び堀田繁樹議員、開票の立会をお願いします。
（開票）
- 議 長（谷永兼二） 選挙の結果を報告します。
投票総数9票、有効投票9票、有効投票のうち、望月卓議員9票。
以上のおおりにです。
- 議 長（谷永兼二） この選挙の法定得票数は、3票です。
したがって望月卓議員が副議長に当選されました。
- 議 長（谷永兼二） 議場の出入口を開きます。
議 長（谷永兼二） ただいま副議長に当選された望月卓議員が議場におられます。
会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。
- 議 長（谷永兼二） 望月卓議員、挨拶をお願いします。
7 番（望月卓） 失礼致します。皆様の御推挙いただきまして重責を担わさせていただくこととなりました。しっかりと取り組んで励んで参りたいと思っておりますので、よろしく願い致します。
- 議 長（谷永兼二） 日程第3、議案第8号、令和5年度甲賀広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。
本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。
管 理 者（生田邦夫） 議案第8号の提案理由を御説明申し上げます。
令和5年度一般会計歳入歳出決算が、会計管理者から本職あてに提出があり、去る8月20日に監査委員の審査を受けましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して、関係書類と併せて議会に上程し、認定をお願いするものでございます。
令和5年度の決算状況につきましては、歳入総額45億7,912万円、歳出総額45億3,584万9,000円で、歳入歳出差引額は、4,327万1,000円となりました。
歳入におきましては、収入の約60パーセントを占める両市からの負担金27億7,446万8,000円のほか、し尿処理、ごみ処分手数料や、消防に係る許認可事務、証明手数料など使用料及び手数料として、3億6,381万8,000円を収入いたしました。
国庫支出金として、衛生関係でごみ処理施設基幹的設備改良事業に係る循環型社会形成推進交付金を3億2,445万7,000円、能登半島地震に伴う緊急消防援助隊活動費負担金237万4,000円、合わせて3億2,683万1,000円を収入いたしました。

諸収入におきましては、市指定ごみ袋に係る収入、県防災航空隊派遣に係る助成金及び交付金、高速道路支弁金など合わせて、1億8,055万9,000円を収入いたしました。また、衛生関係のごみ処理施設基幹的設備改良事業、消防関係の高規格救急自動車の更新に係る地方債を合わせて8億9,240万円借り入れました。

財産収入では、鉄スクラップの売払い、また、車両更新により使用しなくなった消防ポンプ自動車を一般競争入札により売却し、合わせて104万6,000円を収入いたしました。次に、歳出におきまして、前年度と比べ、2億8,578万4,000円の減額となりました。

総務費では、職員2人分の給与等を消防部局からの出向により消防費から支出しておりますが、前年度より1人増となったことによる人件費の増等から、前年度比1,757万4,000円の増額となる7,596万3,000円を支出いたしました。

衛生費では、生し尿及び浄化槽汚泥を、年間約2万3千キロリットル、一般可燃ごみを、年間約3万5千トン処理しました。令和2年度から実施しました基幹的設備改良工事も最終年度となり、各設備、機器の機能回復と施設の延命化を図ることができました。前年度より1人減となったことによる人件費の減、工事中の可燃ごみ外部搬出が不要になったこと、また、基幹的設備改良工事に係る普通建設事業費の減等により、前年度比2億5,416万4,000円の減額となる23億8,253万2,000円を支出いたしました。

消防費におきましては、信楽消防署に配備の高規格救急自動車の更新など、消防力の充実強化を図りました。人事院勧告等により人件費は増となりましたが、車両更新等普通建設事業費の減等により、前年度比2,774万4,000円の減額となる18億1,287万9,000円を支出いたしました。

公債費におきましては、地方債に係る元金償還及び利子として、2億6,374万1,000円を支出しました。なお、細部につきましては、事務局から説明いたしますので、よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（谷永兼二） 事務局に対し、細部説明を求めます。

事務局長（松本博彰） 失礼いたします。ただいま、上程いたしました、議案第8号、令和5年度甲賀広域行政組合一般会計歳入歳出決算につきまして、細部説明を申し上げます。

決算書の1頁、2頁を御覧ください。最下段、歳入合計を御確認ください。予算現額45億8,315万7,000円、調定額45億7,912万394円、収入済額45億7,912万394円、不納欠損額、収入未済額0円、予算現額と収入済額との比較は、マイナス403万6,606円となりました。

1款、分担金及び負担金において、1,000万円のマイナスが出ておりますが、これは、湖南中央消防署整備基本計画策定業務委託に係る消防関係建設負担金収入について、令和6年度に繰越したため生じたものです。

2款、使用料及び手数料において、182万120円のマイナスが出ておりますが、ごみ処分手数料について、搬入されるごみの量が見込みよりも少なかったことにより生じたものです。

ページをめくっていただき、3頁、4頁を御覧ください。最下段、歳出合計を御確認ください。予算現額45億8,315万7,000円、支出済額45億3,584万8,561円、翌年度繰越額1,000万円、これは、消防費において湖南中央消防署整備基本計画策定業務委託に係る財源を繰越明許したものでございます。不用額は3,730万8,439円、予算現額と支出済額との比較は4,730万8,439円となりました。

ページ替わりまして、5頁、6頁を御覧ください。これら、歳入総額45億

7,912万394円、歳出総額45億3,584万8,561円で、歳入歳出差引額は、4,327万1,833円となり、当該額を令和6年度に繰り越します。

次に、7頁、8頁を御覧ください。歳入について、事項別明細書にて、款別に見てまいります。それぞれ科目と収入済額、備考欄などを御確認ください。

1款、分担金及び負担金として、27億7,446万8,000円を収入しております。議会、総務、衛生、消防関係それぞれ事業ごとに定められた負担金分賦割合に応じて構成市に負担いただいております。

9頁、10頁に移りまして、2款、使用料及び手数料では、行政財産使用料、清掃手数料、消防手数料として、3億6,381万7,880円を収入しました。前年度と比較しますと、608万7,000円、率にして1.65パーセントの減となりましたが、下水道の進捗によるし尿処理手数料の減少、コロナ禍以降事業系ごみ処分手数料が減少していることが主な要因となっています。

ページをめくっていただき、11頁、12頁、3款、国庫支出金は、衛生関係では、ごみ処理施設基幹的設備改良事業に係る循環型社会形成推進交付金、消防関係では、能登半島地震に緊急消防援助隊として出動いたしました、その活動負担金と合わせて3億2,683万1,341円を収入しました。

4款、繰越金では、前年度繰越金3,999万8,182円を収入しております。

5款、諸収入は、1億8,055万8,736円を収入しました。

ページをめくっていただき、13頁、14頁を御覧ください。市指定ごみ袋収入のほか、県防災ヘリコプター運航調整交付金、県防災ヘリコプター運航連絡協議会派遣元助成金、高速道路支弁金などを収入しております。また、弁償金として、ごみ収集車のプラットホーム西側ドアカバー接触事故による弁償金42万5,700円を収入しております。

6款、組合債では、衛生関係で基幹的設備改良事業、消防関係で高規格救急自動車の更新と、合わせて8億9,240万円を借り入れました。

7款、財産収入は、ページをめくっていただき、15頁、16頁を御覧ください。鉄スクラップ売り払いと、車両更新により使用しなくなった消防ポンプ自動車を一般競争入札で売却し、合わせて104万6,255円を収入しました。最下段になりますが、これら、予算現額45億8,315万7,000円、調定額45億7,912万394円に対し、同額を収入しており、収入未済額は0円となっております。

続いて、歳出について、17頁、18頁を御覧ください。1款、議会費は、現計予算額78万8,000円に対し、73万3,881円を支出し、不用額は5万4,119円、執行率は93.13パーセントとなりました。議員報酬、費用弁償、その他議会の開会に要する費用を支出しています。なお、令和5年度においては、定例会2回、臨時会3回の計5回を開催しております。

2款、総務費は、現計予算額7,880万6,000円に対し、7,596万2,191円の支出により、不用額は284万3,809円、執行率は96.39パーセントです。1項 総務管理費からは、総務部門職員6人分の人件費の他、組合全般に係る人事給与、財務、例規等のシステム使用料等を支出しています。また、ハラスメント事案に係る第三者委員会委員への報酬として158万4,000円を支出しました。

ページ飛びまして、23頁、24頁を御覧ください。2項、監査委員費からは、監査実施に要する経費で、監査委員の報酬、総会、研修会等出席に伴う旅費等を支出しています。

3款、衛生費では、当初予算額24億8,908万9,000円から補正予算で9,042万6,000円を減額したことにより、23億9,866万3,000円の現計予算額となりました。これに対し23億8,253万2,336円を

支出し、不用額は1,613万664円、99.33パーセントの執行率となりました。1目、清掃総務費から衛生部門28人の職員に係る人件費、し尿汲み取り委託、排ガス、水質等の分析業務委託に係る経費等を支出しています。

ページ飛びまして、29頁、30頁を御覧ください。2目、し尿処理費では、衛生センター第1施設で行っているし尿、浄化槽汚泥の処理に要する経費を支出しています。消耗品費、光熱水費、薬剤費のほか、計画的に設備修繕を行っております。また、平成27年度から施設の運転管理を民間に全面委託しており、し尿処理施設運転管理業務委託として2,260万5,000円を支出しています。

ページめくっていただき、31頁、32頁、3目、ごみ処理費では、第2施設で行っている可燃ごみ等の処理に要する経費を支出しています。10節、需用費では、消耗品、光熱水費、薬剤費などのほか、市指定ごみ袋印刷費に4,509万6,260円を支出しました。11節、役務費では、焼却灰処分手数料3,922万9,410円を支出し、また、ごみ袋販売手数料として3,262万5,479円を支出しました。12節、委託料は、ページをめくっていただき、33頁、34頁ですが、焼却灰運搬業務委託費、2,171万2,119円を支出しました。また、退職不補充、民間活力導入の観点から民間委託を進めており、令和5年度においては可燃ごみ受入業務委託241万8,980円、搬入車両誘導業務委託555万8,414円、粗大ごみ処理設備及び焼却灰処理設備管理業務委託1,650万円を支出しています。14節、工事請負費ですが、施設の性能を維持し、安定した処理を継続していくために、計画的に整備や補修をしておりますが、定期点検整備工事に7,755万円を、粗大処理棟屋根改修工事に748万円を支出しました。

35頁、36頁を御覧ください。4目ごみ処理施設整備事業費では、基幹的設備改良工事に係る経費を支出しています。令和2年度から実施した基幹的設備改良工事も最終年度となり、施工監理業務委託に847万6,600円を、工事費14億5,260万5,000円を支出しております。なお、令和5年度事業分は、全体事業費の32.93パーセントとなっております。

4款、消防費は、当初予算額18億7,526万1,000円から補正予算で3,561万円を減額したことにより、18億4,012万4,000円の現計予算額となりました。支出額は18億1,287万9,215円で、98.52パーセントの執行率となっております。また、湖南中央消防署整備基本計画策定業務委託に係る1,000万円の繰越明許費を設定したことで、不用額は1,724万4,785円となりました。

1目、常備消防費では、消防職員203人に係る人件費、研修費、旅費、貸与品費、また、署々間をつなぐ回線をはじめとする通信運搬費、庁舎管理費等の経費を支出しています。

ページ飛びまして、43頁、44頁を御覧ください。2目、消防施設費においては、消防車両等38台に係る消耗品、燃料費、点検整備費、火災、救助、救急活動等に必要な備品、消耗品等の経費を支出しています。令和5年度事業として、信楽消防署配備の高規格救急自動車の更新に2,788万5,000円などを支出しております。

ページをめくっていただき、45頁、46頁を御覧ください。3目、消防庁舎建設費では、湖南中央消防署整備基本計画策定業務に係る委託料1,000万円を翌年度繰越額として計上しています。

5款、公債費では、2億6,374万938円を支出しました。衛生関係で7件、消防関係で11件の元金償還を行いました。また、令和4年度借入れのごみ処理施設基幹的設備改良事業、高規格救急自動車、消防ポンプ自動車に係る利子の支払いが始まりました。

6款、予備費では、166万8,000円を総務費に充当し、第3者委員会委員報酬、費用弁償、懲戒審査委員会委員謝礼、消防ポンプ自動車事故に係る賠償金として支出しました。また、47万3,000円を消防費に充当し、救急車、ポンプ自動車の故障などに伴う修理費として支出しました。これら、予算現額45億8,315万7,000円に対し、支出済額45億3,584万8,561円、繰越明許による翌年度繰越額1,000万円により、不用額は3,730万8,439円となりました。

ページ飛びまして、57頁、58頁を御覧ください。歳入歳出の構成をそれぞれ円グラフで示しておりますが、歳入では構成市からの負担金が60.59パーセントと6割近くを占めており、自主財源である使用料及び手数料が7.95パーセントとなっています。歳出では、衛生費が52.53パーセント、消防費が39.97パーセント、公債費が5.81パーセントとなっています。

ページ飛びまして、61頁、62頁を御覧ください。歳出を性質別に見てみますと、それぞれ最下段に本年度の構成比が示されており、人件費が40.18パーセントを占めております。消費的経費である物件費が17.07パーセント、維持補修費が3.01パーセント、投資的経費である普通建設事業費が32.9パーセントとなっています。ページをめくっていただき、63頁、64頁を御覧ください。地方債現債額の調書ですが、右下、決算年度末現在高は、30億2,154万7,000円となっております。順次償還を進めていますが、基幹改良事業に係る今年度借入分の増等により、前年度末より6億3,681万2,000円増加している状況です。最後に65頁、66頁を御覧ください。義務費として翌年度以降に予算計上が必要となる債務負担行為額の調書となりますが、決算年度末時点で13億4,867万9,000円が債務負担の限度額となります。令和6年度までの市指定ごみ袋取扱業務8,345万円、焼却施設定期点検整備工事1億3,236万4,000円、令和8年度までのごみ処理施設運転管理業務委託5億5,000万円、し尿処理施設運転管理業務委託9,306万円等債務負担行為を設定しております。以上、令和5年度甲賀広域行政組合一般会計歳入歳出決算につきましての細部説明といたします。

議 長（谷永兼二） 以上をもって、提案理由の説明及び細部説明を終わります。ただいま議題となっております、令和5年度甲賀広域行政組合一般会計歳入歳出決算について、代表監査委員に審査結果の報告を求めます。
代表監査委員。

監査委員（大角勝一） 本定例会に付議されております、令和5年度甲賀広域行政組合一般会計歳入歳出決算の審査結果につきまして、その概要を報告いたします。

管理者から提出されました歳入歳出決算について、去る8月20日に決算審査を実施いたしました。歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書などの書類について、いずれも関係法令に適合してございました。また、関係諸帳簿と照合し審査した結果、計数は正確であり、予算の執行状況及び決算の内容についても、適正なものであると認められました。

なお、本審査は甲賀広域行政組合監査基準に準拠しています。

それでは、主な内容につきまして御報告いたします。決算概要は、歳入総額45億7,912万394円、歳出総額45億3,584万8,561円で、歳入歳出差引額は4,327万1,833円となっております。

歳入につきましては、使用料及び手数料として、3億6,381万7,880円、国庫支出金は、衛生関係のごみ処理施設基幹的設備改良事業に係る循環型社会形成推進交付金3億2,445万7,000円、消防関係の緊急消防援助隊活動費負担金237万4,341円となっております。諸収入は、1億8,055万8,736円で、市指定ごみ袋に係る収入が1億6,091万3,200円となっております。組合債については、衛生関係で、ごみ処理施設基幹的設備改

良工事並びに工事設計施工監理業務委託に係る8億6,770万円、消防関係で高規格救急自動車の更新に係る2,470万円を収入しています。また、財産収入として、令和4年度事業において更新した消防ポンプ自動車の売却益が71万5,000円となりました。収入の大部分を占める甲賀市並びに湖南市からの負担金総額は、27億7,446万8,000円で収入全体の60.59パーセントとなっております。

続きまして、歳出について御報告いたします。決算額を目的別に見ますと、衛生費は23億8,253万2,336円を執行し、全体の52.53パーセントを占めています。消防費は18億1,287万9,215円で全体の39.97パーセントとなります。地方債の償還に係る公債費は2億6,374万938円で全体の5.81パーセントとなっております。次に歳出の決算額を性質別に見ますと、人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費は21億1,498万6,830円で歳出全体の46.64パーセントを占めており、投資的経費においては、ごみ処理施設基幹的設備改良事業、高規格救急自動車の更新などの普通建設事業費が、14億9,248万6,600円で32.90パーセントとなっております。物件費、維持補修費、補助費等を合わせた一般行政経費は9億2,837万5,131円で全体の20.46パーセントを占めております。

結びになりますが、本組合は甲賀市、湖南市の約6万3千世帯、14万2千人余りの市民の生命と財産、そして豊かな暮らしを守る、必要不可欠な行政組織です。職員一人ひとりが行う事業の目的は、安心、安全で快適な市民生活のためであるという自覚を持ち、施策の十分な検証と費用対効果など優先度を考慮した判断、決定により、将来を見据えた適正な予算執行が求められます。今後も構成市との連携をより密にし、厳しい財政事情ではありますが、より一層の経営改善に向けた取り組みを重ね、経済性、効率性、有効性、透明性に留意した、適正な事務運営を望むものです。以上、令和5年度甲賀広域行政組合一般会計決算審査の概要報告とさせていただきます。

議長（谷永兼二） これから質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。

8番、松井圭子議員。

8番（松井圭子） 議案第8号、令和5年度甲賀広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について、2点について質疑を行います。

まず1点目は、決算書43ページの消防費消防施設費の予備費支出及び流用増減で47万3,000円が計上されていますが、まずこの詳細について伺います。

2点目について38ページの消防費常備消防費の給与で203名分が計上されています。職員手当で見ますと時間外手当が4,620万1,557円、前年度と比較すると約1,500万円増、1人当たり平均すると、約7万3,000円ですが、偏って時間外勤務が多い人はいないのか。休日勤務手当4,664万4,130円も前年度より約400万円増加である。予算では208人、決算では203人と5人少ない人員で、負担が被さっていないか伺います。

議長（谷永兼二） 質疑に対する答弁を求めます。

消防長（川島辰道） 4月に甲賀広域行政組合消防本部の消防長に就任後、初めての議会答弁となります。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、松井議員の御質問にお答えいたします。

1点目の消防施設費の予備費支出及び流用増減47万3,000円についてですが、これは、消防車両や資機材の故障、不具合に係る修繕費用を予備費から需用費修繕料に充当したものになります。通常ですと、修繕費用は、需用費の中で対応するものでございますが、令和5年度においては、燃料費の高

騰などもあり、需用費の執行状況を見て、修繕に係る修繕費用を予備費から充当し、対応したものでございます。

続いて2点目、時間外手当、休日勤務手当が前年度より増加していることに関して、負担が偏っていないか、についてであります。まず、時間外勤務手当については、能登半島地震への緊急消防援助隊派遣、休暇取得や中途退職等で、日々の消防業務の最低人員を確保するための欠員補充、又、コロナ感染症が第5類となったことにより、開催が自粛されておりました研修等の事業が再開されたことなどにより、1,477万4,000円の増額となったものでございます。

また、令和4年度と比較し、令和5年度の休日勤務手当が増加し、職員数が、予算では208人、決算では203人と、5人少ない人員で、負担が被さっていないか、に関しましては御承知いただいておりますとおり、休日勤務手当は、正規の勤務時間中に勤務を命ぜられて勤務した職員に対して支給される手当であります。休日勤務手当の支給対象日を含め、欠員補充が必要となった場合は、時間外勤務手当を支給して対応し、消防力を維持してまいりましたので、そういった意味では、職員への負担があったものと考えており、このような状況を少しでも改善するために、昨年度から継続して以前からの出動体制の見直しや、事務要領の見直しを図り、少ない人員の中、少しでも職員の負担軽減を図れるよう、業務改善に取り組んでいるところでございます。職員数の減少によって、偏って時間外勤務が多い人、負担が被さったものはいないのか、については、緊急消防援助隊、救助指導会の隊員や、昨年、発生しました不祥事案に対する対応業務に従事した職員に対して、一時的に時間外勤務手当が増加した事実はございますが、日常業務におきましては、予防業務に従事している職員、救急救命士などを含め日常業務においては、時間外業務が偏ることのないよう、業務改善に真摯に取り組んでいるところでございます。以上、答弁と致します。

議長（谷永兼二） 8番、松井圭子議員。

8番（松井圭子） はい。2点目のところで再質疑をしたいと思います。能登半島地震のことや中途退職の補充で時間外勤務がということもありました。研修などがコロナで止まっていたのが始まったとのことですが、なかなか不祥事案が令和5年度はあったということで特殊な年度だったとは思いますが、時間外勤務が多かった職員が有給休暇をきちんと取得されているのかについてお尋ねします。

消防長（川島辰道） 松井議員の再質疑に答弁致します。時間外手当の負担が被さった職員について有給休暇をきちんと取得されているのか、の質問に対しましては、昨年度につきましては、退職者が相継ぐ状況のなか、有給取得についても思うような有休取得を与えることができていなかったという事実がございました。しかしながら今年度にはありましては、皆様の御支援等いただきまして、21名の職員を新たに採用し、2名は即戦力として4月から消防署において勤務しております。19名にはありましては、この来月10月1日から各署所に適正に配置し業務に当たらせることによりまして、一定の職員数が確保できることから、今後におきましては、御心配、御指摘いただいております有休取得であるとか時間外の偏りによりまして先程答弁させていただきました業務の改善と併せて図っていけないのではないかと考えているというか、ないよう務めて参る所存でございます。以上、答弁と致します。

議長（谷永兼二） これで、松井圭子議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（谷永兼二） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続いて、これから討論を行います。
まず、原案に反対者の発言を許します。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (谷永兼二) 討論なしと認め、討論を終わります。
これから、議案第8号、令和5年度甲賀広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。
本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。
(挙手全員)

議長 (谷永兼二) ありがとうございます。
挙手全員です。
したがって、議案第8号、令和5年度甲賀広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

議長 (谷永兼二) 日程第4、議案第9号、令和6年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算(第2号)を議題とします。
本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者 (生田邦夫) 議案第9号の提案理由を御説明申し上げます。本補正予算案は、歳入歳出それぞれ2,673万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ35億6,568万5,000円とするものでございます。

歳入につきましては、前年度繰越金の確定により3,239万6,000円を繰越金に増額計上し、令和6年度高速道路支弁額の確定により諸収入を191万2,000円減額いたします。負担金につきましては、総務関係で職員異動により1人増となったこと等から増額いたしますが、総務関係を除く負担金につきましては、繰越金の増額等補正措置により減額となり、負担金として374万9,000円の減額をいたします。

歳出につきましては、職員異動により総務費から支出する職員数が1人増、衛生費から支出する職員数が1人減となり、総務費の人件費を増額いたしますが、衛生費につきましては、人事院勧告による増が見込まれるため、12月補正で減額いたします。

また、総務費において、事務局次長として甲賀市から派遣いただいております職員の人件費に相当する負担金を計上し、合わせて1,864万円を増額いたします。

衛生費につきましては、電気料金の燃料費調整単価の高騰や、薬剤使用量の増等による需用費の増、また、灰搬出量が増えたことにより焼却灰処分手数料、焼却灰運搬委託料等が増額となりますが、契約額確定等による委託料及び工事請負費の減等により390万円の減額をいたします。

消防費では、消防次長として湖南市から派遣いただいております職員の人件費に相当する負担金832万3,000円を増額いたします。公債費におきましては、令和5年度に借入れました地方債の利子確定により、衛生債では390万円を、消防債では22万8,000円を減額いたします。最後に、複数年度にわたる事業に係る債務負担行為ですが、令和7年度の市指定ごみ袋取扱い業務、ごみ焼却灰等運搬業務委託については、債務負担行為を設定いたします。よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 (谷永兼二) 本案については、質疑の通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終わります。続いて、これから討論を行います。
まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (谷永兼二) 討論なしと認め、討論を終わります。
これから、議案第9号、令和6年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算(第

2号)を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 (谷永兼二) 挙手全員です。

したがって、議案第9号、令和6年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

議長 (谷永兼二) 日程第5、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

5番、山岡光広議員。

5番 (山岡光広) 2点ありますが、分割ということですので1つ1つさせていただきたいと思います。1つは、猛暑連続の夏ということで、救急の出動状況と熱中症対策についてお伺いしたいと思います。暑さ、寒さも彼岸までと言われておりますけど、秋の彼岸を過ぎまして朝夕は涼しくなってきましたけれども、今年は、異常な猛暑、酷暑の連日だったと思います。連日、熱中症アラートが発表される事態の中で、甲賀消防管内では、8月度の出動統計をみると、619件の出動があった、とホームページで報告されておりました。

そこで4点お尋ねをしたいと思います。

1つ目は、619件の出動のなかで約7割を占めているのが、急病です。そのなかで、熱中症等による搬送状況はどうか。昨年と比べてどうか。併せて8月度だけではなく、7月、9月の状況も含めた特徴についてもお尋ねします。

2つ目は、熱中症患者の特徴についてお伺いします。特に年齢別、どのようなところで発生したのか、特徴はあるか教えていただきたいと思います。

3つ目は、熱中症予防のための対策は、消防署としてどのような啓発をされてきたのかお尋ねします。

4つ目は、救急出動が相次いだ場合、出動の体制は確立されているのか。少ない人数の中での体制ですから支障はないのかどうかお尋ねしたいと思います。

議長 (谷永兼二) 質疑に対する答弁を求めます。

消防長 (川島辰道) 御質問いただいた内容1つ目の、そのなかで、約7割を占めているのが急病となっている、そのなかで熱中症等による搬送状況はどうか。昨年と比べてどうか。8月度だけではなく、7月も含めた今年の特徴はどうか、につきましては、昨年7、8月の熱中症搬送者数は94人、今年の7、8月では89人と、昨年に引き続き熱中症による救急搬送者数は多い状況で横ばいしております。過去5年間の同時期と比較しましても、昨年と今年は、熱中症搬送者数が多い状況となっております。

2つ目の熱中症患者の特徴はどうか、年齢別、場所などに特徴はあるか、につきましては、年齢別で見ますと、過去5年間では65歳以上の高齢者が、48.1から54.7パーセントと毎年半数近くを占めており、次いで、18歳以上65歳未満までの成人が、32.6から45.3パーセントと多く、毎年、成人と高齢者で、熱中症搬送者数の8から9割を占めていることが分かります。

また、発生場所別に見ますと、過去5年間では住居での発生が22.8から46.1パーセントと最も多く、次いで、仕事場での発生が18.5から25.3パーセントと多くなっており、その他、熱中症搬送者数が多い場所は、道路、屋外の公衆、その他の場所、屋内の公衆、教育機関の順となっております。

つづいて、熱中症予防のための対策は、消防署としての啓発活動は、につきましては、ホームページやSNSを活用し、熱中症に対する注意喚起を行うとともに、熱中症警戒アラートが発令された際は、通信指令課より館内放送にて熱中症警戒アラートが発令されたことを全署所に周知するとともに、各消防署では消防車両にて、適宜、広報活動を行い、市民の皆さんに対し熱中症への警戒を呼び掛けております。

最後に、救急出動が相次いだ場合、出動体制は確立されているのか、という御質問につきましては、病院到着した救急車に対して、通信指令課より管内の救急出動がひっ迫している状況をいち早く伝え、早期に次の出動に備えるよう出動態勢を整えさせるなど、管内の救急車が全て出動する可能性が高いと判断した場合には、消防本部にごさいます非常用救急車を消防本部日勤者で運用することとして準備するなど、実際にそのようなことがあればできる限りの対応を図っているところです。

管理者（生田邦夫） ちょっとだけ議長。すいません。

議長（谷永兼二） はい。管理者。

管理者（生田邦夫） お年寄りや、家でなります。エアコンかけておられへん人がおられます。言葉悪いですけど、そこらへんは使いやうて言うんですけど、その方でも点滴して帰られる方が割と多いです。もう1つは人数に入らないのは、畑や田んぼに倒れておられる方がいる。これは救急搬送しない。救急車は呼吸止まった方は運ばないので、警察が出てきます。しかも市内でない人は受け取らないので検死のグループが来ます。救急車の動いた件数の中に含まない。こういう処理の仕方があります。救急車の動きで遅れたことはありませんでした。みんなが気張って便宜を図りまして迷惑かけないように頑張りました。よう頑張ったなと思っております。

議長（谷永兼二） はい。山岡議員。

5 番（山岡光広） 管理者から補足的に詳細な説明をいただきありがとうございます。少し細かいことになりますが3点お尋ねします。

1つは例年と比べると去年と今年は非常に多いということですが例年平均するとどのくらいの件数になるのか教えていただけますか。

2つ目は、熱中症の警戒アラートですが、普通の警戒アラートと特別警戒アラートの2種類あるが、特別の有無で対応が変わるのか教えていただけますか。

3つめは、救急出動で署内待機の非常用の救急車で対応するとのことですが、非常用の救急車が出るケースはあったのかどうかお尋ねしたい。

消防長（川島辰道） 山岡議員の再質疑に答弁させていただきます。まず今年度と昨年度につきましては、多い搬送者数で横ばいしているというところではありますが、過去と比べてどれほど熱中症の搬送者数は増えているのか、という質問に答弁させていただきます。まず昨年の熱中症搬送者数につきましては、先程答弁させていただきましたとおり94名、今年につきましては89名ということで多い数字で横ばいしておるとのことでお答えさせていただきましたが、更に3年遡りますと令和4年が65件でございます。令和3年が45件、令和2年が78件ということでございますので、この2年は、過去5年の中でも多い数字で推移をしておるといってございまして。

それと熱中症警戒アラートに対する本消防本部の対応についての御質問がございます。熱中症警戒アラートにつきましては、議員御指摘のとおり、特別警戒アラートと警戒アラート2種類がございます。その2種類が出ました時は同じようにSNSへの発信であったり、消防車両による広報等により、市民の多くの方に警戒を呼び掛けておるところでございます。同じように対応をしております。

それと消防本部日勤者で対応している非常用救急車の出動状況について御質問がございました。その件につきましては、令和2年からの過去5年間の数字でお答えさせていただきます。令和4年に2件、令和5年に1件の計3件の実績がありました。今年、非常用救急車による消防本部職員による救急の出動はございませんでした。以上3つの質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（谷永兼二） はい。山岡議員。

5 番（山岡光広） ありがとうございます。もう1点の質問に移りたいと思います。もう1点は、甲賀広域行政組合のホームページを見てみたら今年8月18日の16時40分以降、火災予防上の安全が確保されるまで、日本精工株式会社E4工場の使用を禁止するという公告が出されていました。この公告を見てもその内容がよくわかりませんので以下4点お尋ねします。

1つは、施設の使用を停止することになった要因は何か。

2つ目は、停止の公告以降、どういう状態になっているのか。今日どういう状況になっているのかを含めてお尋ねします。

3つ目は、公告を出すまで、どういう対応をしてきたのか。

4つ目は、安全が確保できるまでの間、使用停止という公告を出した事例というのは、今回の事例以外にこれまでもあったのかどうか。この点についてお尋ねしたいと思います。

消 防 長（川島辰道） 山岡議員の一般質問に答弁いたします。御質問いただきました1つ目の、施設の使用を停止することになった要因は何か、につきまして、まず、事故の概要ですが、日本精工株式会社のE4工場内において、地下貯蔵タンクのライニング工事、いわゆる地下タンクの内面に表面処理工事をする工事ですが、令和6年8月10日、土曜日から実施されていたものでございますが、8月18日の日曜日に工事が完了したため、別の地下貯蔵タンクから洗浄油を当該地下貯蔵タンクに送油したところ、E4工場内の洗浄機から洗浄油1,500リットルが工場内に漏えいしたというもので、当該危険物の漏えい事故は、公共の安全の維持のために緊急の必要があるものとして、同日16時40分に、施設の使用を停止する命令に至ったというものでございます。

漏えい事故に至った要因としましては、洗浄油を地下貯蔵タンクへ送油する際に、本来開放するべき緊急遮断弁の開放を確認しないまま地下貯蔵タンクへ洗浄油を送油するという人為的要因があったこと、送油の際に危険物保安監督者は不在にしており、危険物保安監督者から作業員に適切な指示がなされないまま送油が行われたこと、又、危険物取扱者の監視のないまま、危険物取扱の無資格者が送油を行ったこと、漏えい事故発生後、約30分後に洗浄油を回収するという応急措置の遅れがみられたこと、消防機関への通報が漏えい事故から約3時間後と通報の遅れがあったこと、さらには、昨年10月にも同敷地内にある一般取扱所にて、人為的要因により危険物漏えい事故が発生していることを鑑み、施設の使用停止に至ったというものです。

つづいて、2つ目の、停止の公告以降、どういう状態になっているのか、につきましては、緊急使用停止命令を発動した際には、E4工場全体を使用停止としましたが、先に申しあげました危険物が漏えいした原因を特定した結果、8月23日、金曜日に、漏えい事故に起因したエリア以外の安全性を確認し、漏えい事故に起因したエリアのみを緊急使用停止の規制範囲として、それ以外のエリアは命令を解除する、いわゆる部分解除の措置をとりました。その後、漏えい事故に起因したエリアにつきましても、漏えい防止装置の取り付けなどと併せ、従業員への再教育や作業手順の見直し、危険物取扱者の資格取得者増員に向けた計画の策定など、ハード面、ソフト面に関する再発防止策が図られたことを書面及び現地において直接確認することができましたので、発動していました緊急使用停止命令のすべてを、9月11日、水曜日に解除しております。

次に、3つ目の、公告を出すまで、どういう対応をしてきたのか、につきましては、8月18日、日曜日の14時48分に通報を受け、湖南中央消防署石部分署員と消防本部予防課員が現地確認し、先程も申しあげましたとおり、危険物の漏えい状況の確認と漏えいした原因の確認を行い、16時40分に緊急使用停止命令を発動し、公告したというものです。

4つ目の、安全が確保できるまでの間、使用停止、とする公告を出した事例は、これまでにあるのか。それはどういう事例か、につきましては、危険物施設においては、火災や危険物漏えい事故に対して、緊急使用停止命令を発動することができます。令和4年度に火災1件、危険物漏えい1件の計2件、令和5年度に火災2件、危険物漏えい1件の計3件、本年度は、火災1件と今回の危険物漏えい1件の計2件の発動状況となったおるところでございます。

また、危険物施設において無許可による貯蔵及び取り扱いに伴うものとして、危険物を除去させる等の措置命令を、令和2年度に無許可貯蔵1件、令和3年度に無許可貯蔵及び取り扱い3件を発動しております。

さらには、危険物施設における無許可での位置、構造、設備の変更については、それらを改善させるための措置命令として、これまでに5件発動しています。

危険物施設以外の防火対象物における命令の発動は、過去に1件のみであり、危険物施設の使用停止命令とは異なる、消防用設備等の未設置に対する設置命令を発動しているものでございます。以上答弁とさせていただきます。

議 長（谷永兼二） はい。山岡議員。

5 番（山岡光広） ありがとうございます。私の専門では全くありませんので、単純な質問になるかもわかりませんが、1つは8月18日に漏れが生じ、9月11日にそれら停止命令が解除されたという報告でした。

そこでお尋ねしたいのですが、事故が起きて消防署へ連絡があったのは、3時間遅れとの消防長からの報告でした。通常これくらいになってしまうのか、ぱっと聞いただけですがちょっと遅いのではないかと思います、その点はどうかお聞きします。

併せて今回の危険物の漏れっていうのは、先程消防長からの説明は、人為的な事故とおっしゃったと思う。いわゆる危険物取扱者及び危険物施設の保安員がきちっとしておれば、こういった事故は防げたのではないかと、逆に言えばそういうことではないかと思いますが、その点に関する所見をお尋ねします。

14条の3項を見ますと定期点検という項目があります。事故をいかにして防いでいくのか、リスクをいかにして少なくするのかという点では、定期点検が非常に大事ですよ、とそこに書いてあるのですが、今回の場合、定期点検を仮にしていたとしても防げなかった事故なのか。お尋ねしたいと思います。

併せて人為的な事故ということであれば、なぜそういうことが起こったのか率直に思います。危険物取扱者又は危険物施設保安員を置くこととなっているようだけれども、その配置状況はどうであったのかお尋ねしたいと思います。

議 長（谷永兼二） 答弁を求めます。消防長。

消 防 長（川島辰道） 山岡議員の再質疑に対し、答弁を致します。

まず当該事項に関して、通報の遅れはなかったのかの御指摘については、議員御指摘のとおり事案発生後3時間と大変遅延しておりますので、そこは厳しく消防本部予防課において当該施設に厳しく指導したところでございます。

2点目の人為的なミスがなぜ起こったのか、に対する消防の指導や対応はどういったものがあったのかですが、今回の事案につきましては、地下タンクのライニング工事をするための工事で当該施設の危険物取扱者、危険物施設保安員と工事を行った側の危険物取扱者や工事の施工業者との関係ミスというのも多くあったと思います。そういったところで起こった人為的なミスではありますが、議員も御承知のとおり危険物取扱については、その施設の危険物取扱者がしっかりと工事に立ち会って正確な指示をしなければならぬということが行われていなかったというところで、そこも厳しく指導し、更に昨年度も同じ漏

えい事案があったことも鑑みて、再発防止がないよう指導を行っておるところでございます。

3つ目の消防法第14条の3に定める定期点検についての御質問がございます。この定期点検につきましては、この条文に基づきまして、この施設においても適切に行われていたものではございますが、今回の事故につきましては、工事中の事案ということで点検は以上なく使用されていたのですが、その施設が工事中の連携ミスにより危険物が漏洩したというところで、定期点検との因果関係はございません。

それと危険物施設保安員についての御質問がございました。この施設については、専任義務がない対象であると把握しております。危険物取扱者を危険物保安監督者が束ねて適切な指示を行う、当該施設においては、工場長が危険物取扱者の資格をお持ちで指揮されていたところだったのですが、今申しました連携ミスにより起こった事案と把握しております。以上答弁とさせていただきます。

議 長（谷永兼二） これで、山岡光広議員の質疑を終わります。

議 長（谷永兼二） 以上で、一般質問を終わります。

議 長（谷永兼二） お諮りします。

本定例会において議決された案件について、条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（異議「なし」の声あり）

議 長（谷永兼二） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

議 長（谷永兼二） これで、本日の日程は全部終了しました。

したがって、令和6年第3回甲賀広域行政組合議会定例会を閉会します。

（閉会 午後3時37分）

以上、会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

甲賀広域行政組合議会議長 谷永 兼二

同 議会議員 戎脇 浩

同 議会議員 林田 久充